

維持管理に関する計画（第6次最終処分場関連）

1. 飛散・流出防止

埋立作業では、廃棄物が飛散・流出しないように重機等により十分締め固める。また、廃棄物をそのまま放置することなく、一日分の埋立が終わり次第即日覆土を施す。場合によっては、散水を実施する。

2. 悪臭防止

埋立物の種類を適正に管理することにより、悪臭の発生を抑制する。また、即日覆土を行うことにより、万一発生した悪臭を処分場外に発散させない。

3. 火災発生防止

埋立物の種類を適正に管理することにより、ガスの発生を抑制し、火災の発生を防止する。また、非常時として、防火水槽の水を防火用水として使用する。

さらに、覆土用土砂を鎮火用土砂として常時確保しておく。

4. 衛生管理

埋立物の種類を適正に管理することにより衛生害虫等の発生を抑制する。また、衛生害虫等により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするために、即日覆土を行い、これを防止する。

5. 困障

埋立地周辺にはネットフェンスを設置し、人がみだりに立ち入ることができないようにする。埋立地閉鎖後の跡地利用をする際には、ネットフェンス等により埋立地の範囲を明らかにする。

6. 立札

立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしない。また、立札その他の設備が汚損、破損した場合は速やかに補修・復旧する。表示事項に変更が生じた場合にも速やかに書き換える。

7. 擁壁等

貯留堰堤、場内搬入道路の法面は、定期的に点検を行い、破損する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

8. 遮水工保護

遮水シートの表面は緩衝材で覆い、埋立物の荷重その他予想される負荷による損傷を防止する。緩衝材としては、底面部に厚さ 50cm の保護土、そして法面部にはシート保護材を用いる。

9. 遮水工

地上にあらわれている遮水工部については、定期的に点検を行う。地震、台風等の異常事態の直後には臨時の点検を行う。

動物、植物による損傷がないかどうかについても、定期的に巡回して点検を行う。

10. 地下水水質検査

地下水汚染の有無の確認及び遮水機能の点検を行うため、モニタリング井戸を設置し地下水の水質検査を行う。モニタリング井戸は処分場内に2箇所設置し、地下水を採取できるようにして、計測を行う。また、原水ピット内地下水ピットにおいてもpH、電気伝導率の計測を行う。

地下水検査は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理を定める省令」に基づき、検査項目、頻度を定める。

地下水検査は、埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン、かつダイオキシン類の濃度をモニタリング井戸にて採取した地下水において測定、記録する。埋立開始後は、地下水等検査項目、ダイオキシン類の濃度を、同様に1年に1回以上、また電気伝導率及び塩化物イオンの濃度については、同様に1月1回以上測定し、記録する。

電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目、ダイオキシン類の濃度を測定し、記録する。

○地下水等検査項目

アルキル水銀	検出されないこと	1・1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
カドミウム	0.003 mg/l 以下	1・1・1-トリクロロエタン	1.00 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	1・3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	テウラム	0.006 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
PCB	検出されないこと	テオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1・4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下
1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		

○ダイオキシン類

ダイオキシン類	1pg-TEQ/l 以下
---------	--------------

11. 水質悪化時の対応

地下水の検査結果において、上記地下水検査項目、ダイオキシン類の濃度に異常が認められ、その原因が最終処分場以外に起因することが明らかな場合以外は、その原因の調査及び必要な措置をとる。

12. 雨水侵入防止

埋立地周辺には水路を設置し、埋立地外からの雨水の流入を防止する。

13. 調整池

浸出水調整池（（流入調整槽（原水ポンプピットを含む））について、クラック等の発生を定期的に点検する。なお、地震や台風等の異常事態の直後には、臨時の点検を行う。また、損壊の恐れが認められた場合には、速やかに補修等の必要な措置をとる。

14. 浸出液処理設備

浸出水処理施設の機能を定期的に点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が認められた場合には、補修、改良、補充等を行う。また、放流水を検査し、放流水の水質が維持管理値を超えていれば直ちに放流を停止し、その原因を究明し必要な措置をとる。

放流水の水質は、1年に1回以上測定し、記録する。なお、水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素含有量については1月に1回以上測定し、これを記録する。

15. 開渠機能維持

開渠及びその他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態を保つ。

16. 発生ガス

埋立物の種類を適正に管理することによりガスの発生を抑制する。また、埋立地に設置したガス抜き管により、発生するガスを排除する。

17. 開口部の閉鎖

埋立地の開口部から廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災及び雨水の浸透を防止するため、埋立終了後に、開口部を土砂で転圧、締め固めて50cm以上の厚さとなるように仕上げ、閉鎖する。

18. 閉鎖した埋立地

閉鎖した埋立地について、最終覆土の損壊を防止するため、埋立地周辺にネットフェンス等の囲いを設置し、人がみだりに立ち入れないようにする。覆土が損壊した場合には、速やかに補修等の必要な措置をとる。

19. 記録

残余の埋立容量について1年に1回以上測定・記録する。

また、埋立物の種類、量及び放流水、地下水の水質検査結果等を記録し、当該最終処分場を廃止するまで保存する。